

J. ベンサム立法論における統治と教育

小松佳代子

「自然は人類を苦痛と快楽という、二人の主権者の統治 (governance) のもとにおいてきた。われわれが何をしなければならないかということを示し、またわれわれが何をしようかということを決めるのは、ただ苦痛と快楽だけである」[1-1] (注1) (傍点部原文イタリック・以下同様)。これはあまりにも有名な、ベンサムの『道徳と立法の原理序説』(以下『序説』と略記)の第1章冒頭部である。このような快苦に統治された人間によって構成される社会はどのように統治され得るのか。市場におけるレッセ・フェールの原則をアダム・スミスとは違う仕方で擁護した(注2)ベンサムにとって、ホモ・エコノミクスたる個人の利益追求と社会の秩序維持とが、どのように調整され得るのかということが大きな問題となる。ところで、社会あるいは何らかの制度を構成するこの要素の個別的な効用を増大させつつ、秩序維持が図られるような権力形式を規律・訓練という形で描き出したのは、M. フーコーである(注3)。フーコーはファーマガスの『市民社会史』に依拠することで、歴史的に生成してきた市民社会の〈自然性〉を見いだすことができた(注4)。それゆえに、固有の法則性を持った人口や市場に統治が介入すると言うのみで、個人の利益追求が社会の秩序維持に接続していくメカニズムそのものは、その統治性論において問われることはなかった。対して、「物事の歴史的事情、発生史的理解に関心をほとんど寄せなかった」(注5)ベンサムにとっては、快苦に支配される人間によって構成される社会を統治し得るメカニズムが、立法という形で、実質的に作り上げられる必要があったのである。ところでベンサムは、社会を次のように定義している。「社会 (community) とは、いわばその諸器官 (members) を構成すると考えられる個々の人々によって形成される擬制的な身体 (a fictitious body) である」[1-3]。そもそもベンサムは、社会体 (body politics) を自然的身体 (body natural) とのアナロジーで捉え、立法術を医術に擬している [preface]。この点においてベンサムは、ヒュームの社会観を徹底させた地点にいる(注6)。政治的身体は、自然的身体において解剖学が見いだすような諸器官の構成と同型的に理解される。このように、社会体を身

体とアナログ的に、諸器官の関係システムとして捉えた場合、社会の統治の問題は、そのようなシステムがうまく機能するかどうか、ということになる。ベンサムは統治論においては、

諸器官たる個々の人間のふるまいと、社会全体の統治の働き (the operations of the government) とが密接に連動しているのである (注7)。

個々人のふるまいと、社会全体の統治の連動というこの点を考えるために、もう一度フーコーの統治性論を参照しておこう。フーコーがその権力論を統治性論として措定し直したのは、権力の照準点を個々の身体から人口という全体へと移しかえてしまったということでは決してない。統治という語の意味の広がりに基づいて、国家の統治という問題と、家族における統治あるいは自己統治などを同じ権力の型として捉えることを目指したのである。「権力は根本的には、二つの敵の対決や結合であるよりは、統治の問題なのである。この語に16世紀におけるようなきわめて広い意味を認めねばならない。統治は、たんに政治上の構造とか国家経営だけをさすのではなく、むしろ個人や集団の行為 (conduct) を導く様式、つまり子どもの、魂の、共同体の、家族の、病人たちの統治を意味していたのである。」(注8)。ここでは、国家の統治も家族の統治も、子どもを導くのも、自己の魂を統御するのも、同じ統治の作用として捉えることによって、ミクロな権力とマクロな権力を串刺しにして捉えられている。国家は家族を統治するように、あるいは自己を統治するように統治される。また逆に、家族や自己も、国家を統治するように統治すべきであることになる。互いを準拠点にしながら統治作用をどこまでも駆動していくような統治の同型性はいかにして確保されるのか (注9)。フーコーは、君主教育論に依拠して、近代国家の統治が家族や自己統治を参照点にしていることを示し、あるいは自己や家族の統治を国家のよき統治と同じ原理でなそうとするものがポリスであると述べている (注10)。立法と道徳とを同時に問題化しようとしたベンサムにおいては当然、国家の統治と、個人の自己統治あるいは家族の統治との関係が重要になってくる。『道徳と立法の原理序説』の叙述に即して、ベンサムの立法論において、個人の自己統治や家族の統治がどのように位置づいており、国家の統治とどのような関係に置かれているかを確認しておきたい。そして、そこに教育がどのように介在しているかが問われることになる。

『序説』第7章冒頭において、ベンサムは次のように述べている。「統治の仕事は、刑罰と報償とによって社会の幸福を増進することである。(The business of government is to promote the happiness of the society, by punishing and rewarding.)」[7-1]。とは言うものの、ベンサムは次のようにも言う。「しかし、立法者が主として左右することができるのは、苦痛または苦痛を与える種類の諸原因である。立法者は、快楽を与える種類の諸原因については、ときおりの偶然以外には、ほとんど何事もなすことはできない」[6-45]。立法者が諸個人に働きかけることが可能なのは、刑罰によってのみであり、この著作の後半が刑法論に充てられるのもそれゆえである。だがさらに、ベンサムはこの

書の最終章である第 17 章を「法学の刑法部門の限界について」と題して、立法術と私的倫理 (private ethics) を区別し、立法術が立ち入ることのできる範囲を確定しようとしている。

私的倫理とは、「それぞれの人が自分の幸福にもっとも資するような方向をとるようにする (dispose himself) にはどうすれば良いかを教える」のに対し、立法術は、「社会を構成している多数の人が、社会全体の幸福に最も資するような方向をとるようにするにはどうすれば良いかを教える」ものである [17-20]。私的倫理は立法の介入する領域を超えたものなのであるが、上の叙述の同型性が示すように、両者は対象とするのが自己か他者かという違いだけであって、作用としては同型性を持つものと捉えられている。自己の行為を導く術である私的倫理をベンサムは「自己統治の術 (art of self-government)」と言い換え、他方、他の人間の行為を導く術を総体として「統治術」と呼んでいる [17-3,4]。両者は、統治の働きとしては同型のものである。

さらに、ベンサムは次のように述べる。「未成年状態にある人の行為を導くことに関する統治術は教育術と呼ばれる」[17-5]。ここでの議論を整理すると下図のようになり、ベンサムにおいて教育は統治の一形式として論じられていると、とりあえずは言うことができる。

the art of self-government, or private ethics	
art of government	adult
	non-adult ... art of education
	art of private education
	art of public education

だが、今見たように、ベンサムの統治論は、社会の統治のみを論じるものではなく、自己の統治と他者の統治をともに問題にするものであるので、ことはそう単純ではない。たとえば、ベンサムは後見人と被後見人の関係について次のように論じている。「後見人の仕事は、被後見人が自分自身を統治 (govern himself) すべき方法で、被後見人を確かに統治する (govern) ことである」[16-46]。自己を統治することと他者を統治することとは切り離せない一つの働きとして理解されている。しかも、その後に、ベンサムは、どのように自分自身の行為を統治するかを教授する (instruct) のは私的倫理の仕事であると述べた上で、次のように言う。「未成年の間、その人の幸福が託されている人の行為をどのように統治するかを教授するのは私的教育術 (the art of private education) の仕事である。したがって、その目的のために与えられる規則の詳細については、・・・立法術に属するものではない。というのも、後に詳しく論じるように、そのような詳細は、立法者によって与えられても何の利点もないからである。」[16-46]。「後に詳しく論じる」として、参照指示されているのが、上の図を導き出した部分である第 17 章第 1 節である。

そこでの論述と今引用した部分をつきあわせてみると、教育の位置が微妙にずれてくる。

第17章の論述にしたがえば、教育は、私的倫理と区別された立法術のうち、未成年状態にある人の行為を導く術とされていた。だが、上の叙述では私的教育術に限ってであるが、むしろ私的倫理と結びつけられて、自己統治をモデルとした他者統治こそ教育術であると論じられ、立法術とは区別されている。教育はいったい立法術に属するのか、そうではないのか。私的倫理と立法術との違いについてベンサムが述べているところをさらに見てみよう。

ベンサムは言う。「私的倫理と立法術は手を携えてものごとを進めていく。それらが実現しようとしている、あるいは実現すべき目的は同じ性質のものである。それらがその幸福を考慮すべき人々、またそれらがそのふるまいを方向づけようとするべき人々は全く同じである」[17-8]。では何が違うのか。「個人が彼自身のあるいは同胞の幸福を生み出そうとして自分自身のふるまいを方向づけてはならないという場合はないが、立法者は（少なくとも直接的には、そして特定の個人の行為に直接的に適用される刑罰という手段によっては）社会の他のある成員のふるまいを方向づけようとしてはならない場合がある」[17-8]。立法者がある個人に対して、社会の幸福に資するようふるまいをするように方向づけることはできない。「個人については立法者は何も知ることはできない」[17-15]と述べるベンサムにとって、立法者にできることと言えば、多数の人のふるまいの大枠 (broad lines of conduct) に関してだけなのである [17-15]。ここまで論じてくると、教育の位置が明らかになってくる。立法は個々人のふるまい方について介入することはできない。だが、唯一できるとすれば、対象が未成年状態にある場合だけである。その限りにおいて、立法の働きは私的倫理と全く同じものとなる。教育という場において、立法と私的倫理とはぴったりと重なり合う。つまり、自己統治と他者統治とをつなぐものとして教育は位置づいているのである（注11）。このような教育の位置づけが含意していることとはどのようなことであろうか。やや先走って述べるならば、以下ようになる。未成年を対象とした他者統治において、自己統治と同じように個人の行為の方向づけが可能になる。このことは逆に、立法者が社会の成員を未成年に擬することによって、諸個人の行為に介入する場を開くことになる。ベンサムは、人々の自己統治に任せる形で立法の範囲を限定しようとするのだが、そのことで逆に自己統治をなしえない人々の「未成年性」を見いだしてしまい、それを補完するために立法の範囲を拡大することになる。たとえば、デュモンが編集した『民事および刑事立法論』に、いま見た『序説』第17章とはほぼ同じ論脈の「道徳と立法を分ける境界について」という章がある。そこでも、「個人こそ、その利害の最良の判定者なのであるから」、「彼らが相互に傷つけ合うことを防止するため以外に法律の力を行使させないようにしよう」という一般的規則を確認したそのすぐ後で、ベンサムは次のように述べている。「個人が自分と他人の利害の関連に気づくためには、教養ある精神と、誘惑的な情念から自由な心が必要である。大多数の人間は、その誠実さ (probite) が法律の助けなしで済む

ほど、十分な知識、十分な魂の力、十分な道徳的感受性を持っていない。立法者は、この自然の利害の弱さを代補して (suppleer)、より鋭敏で恒常的な人為的利害をそれに加えるべきである。」(注12)

ベンサムは、『序説』の続編である『法一般について』(注13)において、法の定義を広く取ることによって、ミクロな統治関係にまで法の範囲を拡大していく。まず冒頭で、「法律とは、一定の場合に、主権者の権力に従属している、あるいは従属していると規定されるある人あるいはある一群の人々によって遵守されるべき行為に関して、一国の主権者が抱いた、あるいは採用した意志を宣言する諸記号の集合体だ定義することができよう」(注14)とした上で、「この定義が認められるならば、法という語の下に私たちは、司法的命令の、軍事的あるいはその他の種類の行政的命令 (executive order)、あるいはもっとも些末で一時的な家庭内の命令でさえ含めなければならない」(注15)と述べる。なぜそのようなものも含まれるかと言えば、ここで主権者の意志と呼ばれるものが直接宣言されたものだけが法なのではなく、下位の権限保持者たちが発した命令も、主権者はあらかじめ採用している (pre-adoption) と捉えるからである (注16)。それゆえ次のように言われる。「主人、父、夫、後見人の指令はすべて主権者の指令である」(注17)。そもそも、自然法を徹底的に批判したところから、立法論を出発させているベンサムにとって、法を基礎づけるものは、主権者の意志以外にはない。そして家族内の関係もすべて主権者の意志へと回収しようとするベンサムは、人間自然に全く信頼を置いていない。自然を代補するものとして、あるいは自然を下支えするものとして、法の概念は拡大していくのである (注18)。

たとえばベンサムは、自然法に依拠して子に対する親の義務を導き出すブラックストーンを批判して次のように述べている。「両親はその子どもを育てる構えができて (Le parents sont dispose a elever leurs enfans)。両親はその子どもを育てなければならない。ここに二つの異なる命題がある。第一は第二を前提としない。第二は第一を前提としない。両親にその子どもを扶養する義務を課すためには、もちろん非常に強力な理由がある。なぜブラックストーンやモンテスキューはそれを示そうとしないのか。なぜ彼らは自然の法律 (loi de la nature) と呼ぶものを参照するのか。別の立法者の二次的な法律を必要とする自然の法律とは何か。モンテスキューが言うように、自然の義務が存在しても、結婚の基礎として役立つことがないなら、その義務は少なくとも彼が設定した目的にとって無用なことを証明するであろう。結婚の目標の一つは、明らかに自然の愛情の不足を補う (suppleer) ことにある。それは、教育 (education) の苦痛とわずらわしさを克服できるほど必ずしも強くない両親の性向 (inclination) を義務に変えることを目指している。人間は自分自身の維持に備える強い構えがある。だから、それを義務づける法律は作られない。子どもの扶養 (entretien) に備える両親の構え (disposition) が、常にどこでも同じように強ければ、立法者の精神に義務を作ろうという気は決して起きなかったであろう」(注19)。法は、そのままでは弱い自然の性向を補うものとして位

置づけられている。しかも法は、自然の代わりに性向あるいは行為への構えを形成する(注20)。まさに、法は自然を代補する一補いつつ置き換わってしまうのである。

このように法の概念を拡大することによって、ベンサムは、法によって、個人の行為を方向づける道を開く(注21)。それゆえ、立法術は「社会を構成している多数の人が、社会全体の幸福に最も資するような方向をとるようにするにはどうすれば良いかを教える」[17-20ものと規定されるのである。そもそもベンサムの立法論は、「教育論的立法論」(注22)とも呼ばれるように、ベンサムの思想における立法と教育の密接な関係については、先行研究においても繰り返し言及されている(注23)。だが、上の引用で「教える」と言われていることの中身がはっきりしないのと同様、立法と教育とがどのように結びついているのかについては、これまで明確にされてこなかった。この点を考えるためには、ベンサムの立法論も含めた社会統治論と教育との関係を丁寧に検証していくことが必要であろう。本稿は、そのための前提をなす議論となる。

注1 Bentham, J., "An Introduction to the Principles of Morals and Legislation", Burns, J.H. & Hart, H.A.L., *The Collected Works of Jeremy Bentham*, Clarendon Press, 1996 (以下IPMLと略記), 山下重一訳『道徳および立法の諸原理序説』世界の名著 49, 中央公論社 1979に第10章まで訳出されている。また、西村克彦訳『近代刑法の遺産(上) ベンサムとリヴィングストン』信山社 1998には、第1章と第13章から第17章までが訳出されている。以下本稿における『道徳と立法の原理序説』からの引用は、[]内に章と節番号をハイフンで結んで示す。

注2 ベンサムは、「政治経済学によって何をなすべきであり、何をなすべきでないか」について論じた「政治経済学要覧」において、スミスの著作と自らの著作を比較して、「スミスの目的は科学である。それに対して、私の目的は技術である」と述べている。政治経済学を「ある国家の統治を手中に収めている人によって行使される一つの技術」と規定するベンサムにとって、上の問いは「統治によって何がなされるべきで、何がなされるべきでないか」という問いでもある。ここにおいてベンサムは、資金の提供、生産物への規制、輸出規制といった直接的介入も、競合する業種や輸入規制、あるいはそれらに対する課税といった間接的介入も有害だとしている。ベンサムが認めるのは、パテントの保護と飢饉に備えた食糧備蓄のみである(Bentham, J., *Manual of Political Economy* in; Stark W. ed., *Jeremy Bentham's Economic Writings*, George Allen & Unwin Ltd., vol.1, 1952)。

注3 Foucault, *Surveiller et punir : Naissance de la prison*, Gallimard, 1975, 田村俣訳『監獄の誕生—監視と処罰—』新潮社 1977。

注4 米谷園江「ミシェル・フーコーの統治性研究」『思想』No.870, 1996, 92頁参照。

注5 永井義雄『自由と調和を求めて—ベンサム時代の政治・経済思想—』ミネルヴァ書房 2000, 5頁。

注6 ヒュームは、『人性論』において次のようにのべている。「人間とは、思いもつかぬ速さでつぎつぎと継起し、たえず変化し、動き続ける様々な知覚の束あるいは集合 (a bundle or collection of different perception) にほかならぬ)。人間が知覚の束であるとするこの人間観は、「私とは何か」とか「自己とは何か」という問いを無効にしてしまうかのようなのである。だが、この叙述が「個人のアイデンティティについて (Of personal identity)」という節でのものであることからわかるように、ヒュームのこの人間観は、むしろ知覚が「つぎつぎと継起し、たえず変化し、動き続ける」にもかかわらず、その束である人間がアイデンティティを保つとはどういうことか、を問うたものである。アイデンティティは、いかにして確保されるのか。「われわれが人間の心 (mind) に帰するアイデンティティは、虚構にすぎない」と言っているヒュームは、人間の心を何らかの実体としてではなく、一つのシステムと捉えることによって、それをなそうとする。「人間の心 (human mind) についての本当の観念は、心を、さまざまな知覚もしくは様々な存在が因果の関係によってつなぎ合わされ、相互に生み出し合い、破壊し合い、変容し合うような一つのシステムとして見ることである」。すなわち、人格のアイデンティティとは、変動する個々の感覚の関係システムとして何とか確保されるようなものなのである。このような人間理解によって、ヒュームにあっては、人間の魂 (soul) を国家 (republic or commonwealth) にたとえることが可能になる。「同じ一つの国家 (republic) は、その成員を変えるだけでなく、その法律や構成 (constitutions) も変えることができるが、それと同じような仕方、同じ人がそのアイデンティティを失うことなく、印象や観念ばかりでなく性格や性向 (disposition) を変えることができる」(David Hume, *A Treatise of Human Nature*, ed. by L.A.Selby-Bigge, Oxford U.P., 1978, pp.252-262, 大槻春彦訳「人性論」世界の名著 32『ロック・ヒューム』471-476頁)。

注7 このような統治の捉え方については、拙稿「統治・教育・自己—近代教育のストラテジーをめぐる—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第39巻2000参照。

注8 Foucault, *The Subject and Power in* ; Dreysfus, H.L. & Rabinow, P.ed., *Michel Foucault : Beyond Structuralism and Hermeneutics*, 2nd. ed., The Univ. of Chicago Press, 1982, p.221, 山形頼洋・鷺田清一ほか訳『ミシェル・フーコー—構造主義と解釈学を超えて—』筑摩書房1996, 301頁。

注9 フーコーは、古代ギリシアの自己統治の型 (forme heautocratique) が、家族と国家の統治に密接に結びついていることを論じ、「異種同型性 (isomorphisme)」の下に捉えられる国家・家族・個人を貫く統治技術を身につけることこそ、教育 (paideia) の内実だったことを示している (Michel Foucault, *Histoire de la sexualite 2, L'usage des plaisirs*, Gallimard, 1984, pp.95-105, 田村徹訳『性の歴史Ⅱ 快楽の活用』新潮社1986, 訳87-95頁)。近代市民社会に即して見た場合、このような統治の同型性はいかにして確保されるのか、それがここでの問いである。

注10 Foucault, *Governmentality*, in ; Burchell G. et al., ed., *The Foucault Effect*, The

Univ. of Chicago Press, 1991, pp.91-92 .

注 11 フーコーは、「他者支配 (domination) のテクノロジーと自己支配のテクノロジーのつながり」(Luther H. Martin, et al. ed., *Technologies of the Self: A Seminar with Michel Foucault*, Tavistock, 1988, p.19, 田村倅・雲和子訳『自己のテクノロジー—フーコー・セミナーの記録—』岩波書店 1990, 21 頁)こそ、近代の統治戦略の特質であるとのべている。ベンサムに即して見た場合、フーコーの統治性論は、教育論として捉え返す道が開かれる。

注 12 *Traites de legislation civile et penale ouvrage extrait des manuscrits de M. Jeremie Bentham*, par Et Dumont, 3eme ed., Tome1, Paris, 1830, 長谷川正安訳『民事および刑事立法論』勁草書房 1998, 91-92 頁 (以下 TL と略記)。ベンサムは、法を誘惑に対抗する「人為的な教導的動機 (artificial tutelary motives)」だとも言っている [11-36]。なおここで、suppleer に「代補」という訳を充てたのは、ベンサムの自然と法の関係づけを理解するにあたって、デリダの「代補」の概念が有用だと考えたからである。デリダは、ルソーの『エミール』に即して代補としての教育というべき概念を提出している。「ルソーの思想の重要な部分である教育はすべて、可能な限り自然的に自然の殿堂を再構築すべき任務を負わされた代補行為 (une system de suppleance) の一体系をして記述され、あるいは規定されている」。「子ども (L'enfance) は、欠陥の最初の発現であり、この欠陥は自然の中で代補行為を要請する。おそらく教育学 (pedagogie) は、代補の諸逆説をより露骨に説明するだろう。」(Derrida, J., *Grammatologie*, Minuit, 1967, pp.209-210, 足立和浩訳『根源の彼方に—グラマトロジーについて—』現代思想社 1972, 10-11 頁)。自然は、代補されることによって事後的に、しかも代補されるような何らかの欠損を持つものとして見いだされる以外にないのである。自己統治をなしえない人々の「未成年性」というのは、そうした欠損を見えやすい形で体現しているものなのである。

注 13 それは、当初『序説』の第 17 章の 3・4・5 節にする予定だったもので、執筆時期は 1782 年である (永井義雄『ベンサム』人類の知的遺産 44 講談社 1982, 233 頁)。

注 14 Bentham, J., "Of Laws in General", Hart, H.L.A., ed., *The Collected Works of Jeremy Bentham*, Univ. of London The Athlone Press, 1970, p.1.(以下 OG と略記) この書については、永井義雄『ベンサム』人類の知的遺産 44 講談社 1982, に一部訳がある。また、深田三徳『法実証主義と功利主義—ベンサムとその周辺—』木鐸社 1984 の第 3 章補論に内容と概略がある。

注 15 *ibid.*, p.3.

注 16 この点に関しては、深田 前掲書 183-184 頁参照。

注 17 OG, p.22 .

注 18 土屋恵一郎は、ベンサム最晩年の『憲法典』における叙述が、「いわゆる法律学の枠組みと概念をはなはだしく逸脱している」ことを指摘している(「アフォリズム」とコード』『社会のレトリック』新曜社 1985 所収)。たとえば、「夜間判事室」における判事の寝台の置き方やデザイン、テーブルの位置までも書き込もうとするベンサムの『憲法典』

においては、「法的主題が可能な限り事実へと還元され、計測され設計される」。土屋も指摘しているように、法的擬制を否定するベンサムのこの姿勢は、最初の著書『統治論断片 (A Fragment of Government)』以来一貫している。この法律学の概念枠からの逸脱を土屋は次のように評している。「その逸脱の軌跡をとおして、法律の意味がより大きな社会制度的文脈へと拡大されて、法律の動的な機能が賦活されていることを忘れてはならない」。従来の法の概念を逸脱した法を作ることによってベンサムは、法それ自体が（法を運用する司法関係者が、ではなく）人々の行為を方向づけていくことを目指したのだと言えよう。

注 19 Bentham, TL, Tome1, pp.145-146, 111-112 頁。

注 20 それゆえ、法による代補は、性向や行為への構えに照準して行われることになる。その端的な表れが「間接的立法論」である。間接的立法論については、拙稿（児美川佳代子）「J. ベンサムにおける統治術と教育術—『刑法の原理』第三部を中心として—」教育史学会『日本の教育史学』第 37 号 1994 参照。

注 21 有江大介は、「ベンサムの思想を「立法」に即して解釈した場合には、原理としての科学（サイエンス）と便宜としての政策・技術（アート）との異同、言い替えれば、ベンサムの原則的な立場と政策の具体的な展開とを区別する」必要性を論じている。そして、「科学としての立法による統治は、あくまでも人々の自由な行為を補助する位置にある」として、「社会における法の積極的な役割をみる統治の人為的技術としての立法」である「立法の技術」とは区別すべきだと論じている（有江大介「ベンサムにおける功利と正義—市場社会と経済学的前提—」平井俊顕・深貝保則編著『市場社会の検証—ミスからケインズまで—』ミネルヴァ書房 1993, 65-66 頁。ベンサムの立法論におけるこのような科学と技術の区分けについては、今後の課題としたいが、ただ一点、個人の「自由な行為」が社会全体の統治につながるようなシステムをつくること、立法改革も含めてベンサムが目指したのはそのような社会統治の形式だったのではないだろうか。

注 22 西尾孝司『増補 イギリス功利主義の政治思想』八千代出版 1981, 285 頁。

注 23 西尾前掲書, 40-41 頁、Halevy, E., *The Growth of Philosophic Radicalism*, trans. by Morris, M., Faber & Faber, 1929, rep. 1949, pp. 17-18、岩佐幹三『市民的改革の政治思想』法律文化社 1979, 7 頁、永井 前掲書 [1982], 25-26 頁など。